

中島村区域外就学の承認基準

別表1（第2条関係）

	承認事由	承認期間	必要書類
1	学年途中で転居等した際に、現在の学校に引き続き通学する場合	当該学期末、又は当該年度末まで	
2	学年途中で転居したが、性格・精神の状態から転校に著しく支障があると認められる場合	必要な期間	学校長の意見書
3	児童養護施設等入所の場合（申請者は施設長又は該当教育委員会）	事由終了まで	
4	転居予定者の場合	1年未満	建築契約請負書又は賃貸借契約書の写しなど事実を確認できるもの
5	特別支援学級入級を希望する場合で指定された学校に該当学級がない場合	事由終了まで	教育委員会が必要とする書類
6	保護者が共働き等のため放課後祖父母等親族に預ける場合	卒業まで	保護者の勤務証明
7	通学距離、通学時間又は交通の便からやむを得ない場合	卒業まで	
8	兄弟姉妹が変更許可されている場合	卒業まで	
9	いじめ、不登校など教育的配慮が必要な場合	必要な期間	学校長の意見書
10	身体上の故障（病気等）の場合	病状が改善するまで	
11	既に希望する学校の行政区（育成会等）に入っており密接な関係がある場合	卒業まで	
12	その他教育委員会が特に必要と認める場合	必要な期間	